

矢板市告示第 7 6 号

矢板市新たなモビリティサービス導入に向けた基礎調査支援業務公募型プロポーザルについて、以下のとおり実施する。

令和 8 年 7 月 2 日

矢板市長 森 島 武 芳

記

1 業務名

矢板市新たなモビリティサービス導入に向けた基礎調査支援業務（以下「本業務」という。）

2 業務内容

主たる業務内容は、矢板市新たなモビリティサービス導入に向けた基礎調査支援に係る業務とする。

詳細は、「矢板市新たなモビリティサービス導入に向けた基礎調査支援業務仕様書」のとおり。

3 履行期間

契約締結の日から令和 9 年 2 月 1 2 日まで

4 提案限度額

¥ 5, 0 0 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税含む。）

5 参加資格要件

次の要件をすべて満たすことができる株式会社、その他法人または法人以外の団体等で、市からの委託事業を適確に遂行するに足る能力を有する者とする。

- (1)本市の令和 7・8 年度物品等納入入札参加資格審査申請者名簿に「その他の役務提供（N－9 計画策定・支援）」で登録されている者であること。

- (2)告示日時点で関東地方（栃木県・東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県・茨城県・群馬県）に本店・支店又は営業所があること。
- (3)本業務を遂行するために必要とされる業務経験者等を有した者を従事させることができる者であること。
- (4)地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当していないこと及び同条第 2 項の規定に基づく矢板市の入札参加制限を受けていないこと。
- (5)優先交渉権者決定通知の日までの間、矢板市建設工事等請負業者指名停止等措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。
- (6)民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づく再生手続開始の申立てがされている者（同法第 33 条第 1 項規定に基づく再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づく更生手続開始の申立てがされている者（同法第 41 条第 1 項の規定に基づく更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (7)宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、特定の公職者（候補者を含む）や政党を推薦、支持または反対する目的の団体でないこと。
- (8)矢板市暴力団排除条例（平成 24 年矢板市条例第 26 号）に規定する暴力団又は役職員が暴力団員等でないこと。
- (9)国税及び地方税の滞納がないこと。
- (10)その他、法令等に違反していないこと又は違反する恐れのないこと。

6 入札保証金及び契約保証金

- (1)入札保証金：免除
- (2)契約保証金：免除

7 支払条件

業務完了後の支払いとし、発注者の検査に合格した場合に業務委託料の請求ができることとする。

8 主なスケジュール（予定）

項目	日程（いずれも令和8年）
本件プロポーザルの実施公告	7月2日（木）
実施要項・仕様書・様式の公表	7月2日（木）
参加申込書の提出期限	7月14日（火）正午まで
質問書の受付期限	7月16日（木）正午まで
質問への回答	7月21日（火）午前9時00分予定
企画提案書の提出期間	7月24日（金）正午まで
審査委員会 （プレゼンテーション）	7月31日（金）（予定）
優先交渉権者決定	7月31日（金）（予定）
業務履行者決定	優先交渉権者決定から7日以内
見積書の提出	業務履行者決定から7日以内
契約締結	契約決定通知から7日以内

9 手続等

(1)書類の配布

市の公式ウェブサイトからダウンロードすること。

(2)参加申込書、企画提案書の提出方法等

	参加申込書	企画提案書
提出期限	令和8年7月14日（火） 正午必着	令和8年7月24日（金） 正午必着
提出方法	持参又は郵送。郵送の場合は簡易書留とすること。	
提出場所	10問合せ先に提出	

10 問合せ先

〒329-2192

矢板市本町5番4号

矢板市役所 建設環境部 都市整備課 計画担当

電 話 0287-43-6213

メール tosiseibi@city.yaita.tochigi.jp